

医薬品のネット販売 訴訟

厚生労働省令は違法との判断が示される

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

本日、東京高等裁判所の 808 号法廷で 1 審の控訴審判決が言い渡されました。まだ判決文の詳細内容を分析できておりませんが、私たちの考え方を述べさせていただきます。

私たち日本チェーンドラッグストア協会は、司法が出した結論として厳粛に受け止めなければならないと考えます。

しかし、これはあくまで争点における司法の判決であり、国民、生活者にとってどうあるべきかの検討と結論ではなく、別の議論で行わなければならないと考えています。

平成 21 年 6 月より改正薬事法は、医薬品の販売、提供方法に細かなルールを整備して医薬品購入、使用の安全性を高めるために施行されました。しかし、これは直接的な目的であり、近未来的な目的としては、これをベースにしたセルフメディケーション推進の実現、ひいては国民医療費の削減、現行医療制度の維持という大きな目的を実現するためのものです。この法律がこのたびのネット裁判訴訟の司法の判断によって潰されてしまうとすれば、一番不幸なのは国民だと考えます。

われわれは先に「医薬品の安全で円滑な提供方法を考える有識者会議」を設置しその報告書を発表しました。中立的な有識者の方々にお集まりいただき、一切の業界色なしに検討をお願いし、報告書にまとめさせていただきました。医薬品ネット販売裁判やネット販売賛成、反対国会議員の対立した意見ではなく、国民目線で考えた“安全で円滑な提供方法”はどうかを提示したかったからです。

したがって、この報告書には、私たち日本チェーンドラッグストア協会の考え方は一切加えておりませんし、ドラッグストア業界の統一の見解、内容ではありません。

今後われわれドラッグストア業界はこの報告書の内容を参考にして会員企業からの意見を集約し、当協会の結論、方針を決定したいと考えております。具体的には 5 月いっぱいまでに会員の意見を募集し、6 月末までに意見の集約と会員様による検討を行っていきます。その検討内容を再度、会員にフィードバックし、7 月ごろを目処に本件におけるドラッグストア業界としての結論、活動方針を決定し発表する予定です。

厚生労働省や国会議員、他団体や他業界でもぜひ、ただ賛成、反対の主張ではなく、国民、消費者目線に立って、超高齢社会における一般用医薬品のあり方について真剣に議論していただきたいと思えます。

報道関係の皆様方には、ぜひ司法の結論を報道するだけでなく改正薬事法の目的や日本の社会保障とセルフメディケーション推進についてもお考えいただき、国民にとって何が大事か、どうとらえなければならないかについて問題提起していただきたいと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569